

報道各位

新潟市教育委員会保健給食課

## 学校給食費の納入制度が変わります

令和7年4月以降、これまで各学校が集金・管理していた学校給食費が新潟市の会計管理となる（＝学校給食費の公会計化）に伴い、市内小・中・特別支援・中等教育学校の児童生徒の保護者の皆さまへ、振替口座の登録など必要な手続きをご案内しています。

市内小・中・特別支援・中等教育学校の在校生（中学3年生、中等教育学校の6年生を除く）、令和7年度からの新小学1年生の児童生徒のすべての保護者の皆さまが必要な手続きとなりますので、本件についての広報にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

### 記

- 対象・手続き期間**
- ・市内小・中・特別支援学校の在校生（中学3年生を除く）  
→冬休み明けから1月31日まで
  - ・新小学1年生、中等教育学校の在校生（6年生を除く）  
→令和7年2月初旬から2月28日まで  
（2月初旬に保護者あてに案内配付予定）

- 手続きの内容**
- ・「保護者ポータルサイトつばさ※」の利用登録  
※学校・教育委員会・保護者のコミュニケーションツール。給食費の振替予定や納付状況等をwebで確認できる。
  - ・学校給食費振替口座の登録

### 制度変更のポイント

- 1 給食費公会計化により、徴収事務を市が一括で行うことにより、学校現場の業務負担軽減などを目的としています。
- 2 必要な手続きは、すべて保護者のスマートフォン、タブレットなどからwebで行うことができます。  
(振替口座の登録も金融機関窓口に赴くことなく Webで手続きできるほか、対象となる金融機関も拡大します。)
- 3 副教材費などの学校徴収金も、給食費とあわせて口座振替します。

### 添付資料

- ・「保護者の皆さまへ 令和7年度からの給食費・学校徴収金について大切なお知らせ」（リーフレット）

#### 【問合せ先】

新潟市教育委員会保健給食課 袖山

Tel 025-226-3213

Mail hokyu@city.niigata.lg.jp



### 3 給食費等納入に関するQ&A

**Q** 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きする必要がありますか？  
**A** これまでは学校が集金していましたが、今後は新潟市が行うため、全ての保護者の皆さまから改めて口座振替手続きをしていただく必要があります。

**Q** 子どもが2人以上いるときは？  
**A** ステップ1・2・3ともに、お子様ごとに手続きが必要です。なお、「保護者ポータルサイトつばさ」は登録後にきょうだい等のひもづけが可能です。

**Q** 口座振替を希望しない場合はどうなりますか？  
**A** 給食費と学校徴収金で納入の手続きが異なります。給食費は市が別に発行する納付書でお支払いいただきます。学校徴収金は、学校からお子さんを通じてお渡する振込依頼書又はATMで振り込んでいただきますが、振込手数料をご負担いただく必要があります。給食費(納付先：市)と学校徴収金(納付先：各学校)をあわせてお支払いいただけるのは口座振替時のみとなりますので、ぜひ口座振替手続きをお願いします。

**Q** 滞納した場合はどうなりますか？  
**A** 口座振替日に残高不足等により振替不能だった場合は、督促状兼納付書を発行しますので、指定納付期限までに指定の方法で納付してください。督促状の指定納付期限後も納付が確認できない場合、申出状況に応じ児童手当から充当を行います。それでも滞納が解消されない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合は、市が支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置により対処します。

**Q** 学校に現金で給食費を支払っても良いですか？  
**A** 学校の業務負担軽減の観点から、給食費の学校での取扱いは行いませんのでご理解ください。

**Q** 食物アレルギーのため、給食を全く食べていないの(弁当持参)ですが、手続きは必要ですか？  
**A** 給食を食べていない場合でも、スポーツ振興センター災害共済制度への加入同意のほか、学校徴収金の振替・返金等の口座を登録いただくため、手続きをお願いします。

— このほかのQ&Aについても、市ホームページに掲載しています —

問い合わせ先		
保護者ポータルサイトつばさに関すること	ヘルプデスク	☎ 050-2030-3209 受付時間：月～金(祝日除く) 9：00～17：00
学校給食費に関すること 口座登録手続きに関すること	新潟市教育委員会 保健給食課	☎ 025-226-3213 受付時間：月～金(祝日除く) 8：30～17：30
学校徴収金に関すること	お子さんの通う学校	受付時間：月～金(祝日除く) 8：30～16：30
	新潟市教育委員会 学校人事課	☎ 025-226-3237 受付時間：月～金(祝日除く) 8：30～17：30



最新の情報は市ホームページをご確認ください



## 令和7年度からの給食費・学校徴収金 についての大切なお知らせ

令和7年度から、学校給食費は新潟市が口座振替等で集めます。これに伴い、保護者の皆さまには新たに口座振替の手続きをお願いします。また、教材費等の学校徴収金\*についても、給食費とあわせて今回登録いただく口座から口座振替で集めます。また、口座振替の手数料は新潟市が負担します。

\*副教材費、校外学習費、修学旅行積立金、生徒会活動費など直接学校にお支払いいただく費用。いわゆる“諸校費”のこと。

### 1 保護者の皆さまにお願いする手続き

#### ステップ1 保護者ポータルサイト「つばさ」への登録

- 給食費や学校徴収金等に関する重要なお知らせは「つばさ」を通してお知らせしますので、必ず登録してください。
- 登録に必要なID、仮パスワードは、別紙「【保護者ポータルサイトつばさ】利用登録のお願い」に記載しています。
- 登録手順は、別紙「保護者ポータルサイトつばさ利用登録のご案内」をご確認ください。

#### ステップ2 給食の申込・その他同意等

- 別紙「保護者ポータルサイトつばさ利用登録のご案内」に沿って、給食の申込、その他納入に関する同意等をお願いします。

#### ステップ3 口座登録

- 別紙「Webでの口座登録サービス利用方法のご案内」に沿って、給食費と学校徴収金等の振替口座を登録してください。  
\*給食費、学校徴収金等を納入する振替口座としてだけでなく、返金や災害共済給付金の受取口座としても使いますので、必ず登録をお願いします。  
\*一部金融機関は、Webでの口座登録に対応していません。

- ・ステップ1・2・3の手続きは、全て保護者のスマートフォン・タブレット・PCからオンラインでできます。
- ・ステップ1・2について、やむを得ずオンラインでの登録ができない場合又は希望しない場合は、教育委員会保健給食課(☎025-226-3213)までお問合せください。
- ・令和7年4月から新潟市立学校以外への進学が決定している場合は、手続きは不要です。

# 2 学校給食費等の納入に関する概要

## 2.1 学校給食費の額について

保護者の皆さまにお支払いいただく学校給食費は、食材の実費相当分です。  
1食当たりの給食費は、学校区分ごとに新潟市内で均一とします。

学校区分	1年間の給食費の目安
小学校	62,500円
中学校・中等教育学校	70,700円
特別支援学校(小学部)	68,100円
特別支援学校(中学部)	70,100円



※上記の額は、令和6年4月時点での各校の平均額です。  
※令和7年度の実際の給食費の額は、物価の状況などを考慮した上で改めて算出し、市議会での予算の承認を経て決定しますので、令和7年4月以降にお知らせします。

## 2.2 学校徴収金の額について

学校徴収金の額は、学校・学年ごとに異なります。  
各学校において、副教材費、校外学習等にかかる経費として必要な金額をご負担いただきます。  
費用の内訳、振替回数、年間の合計額や1回ごとの振替額は、令和7年4月以降にお知らせします。

## 2.3 口座振替日(納付期限)について

口座振替日(納付期限)は、以下のとおり年9回の予定です。  
残高不足になりにくい給与振込口座などを登録いただきますと安心です。

※「保護者ポータルサイトつばさ」の利用者登録をいただくことで、**口座振替日のお知らせ(リマインド)を受け取れるようになります。**

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
振替日	5/25	6/25	7/25	8/25	10/25	11/25	1/25	2/25	3/25

※口座振替日が、土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。  
※1回あたりの口座振替額は、学校給食費と学校徴収金(スポーツ振興センター共済掛金(年1回)を含む)の合計額です。  
※学校給食費は、1食当たりの額×年間の喫食予定回数(学校ごとに異なる)を9回で均した額を第1期から8期まで納入いただき、一定期間以上の長期欠席で給食が停止となった分などを最終第9期に調整して請求します。  
※口座振替手数料は、新潟市が負担します。

## 2.4 スポーツ振興センター共済制度について

「ステップ2 給食申込等」の際に、日本スポーツ振興センター共済給付制度への加入について確認いただきます。掛金は学校給食費とあわせて口座振替します。(年1回)

### 【日本スポーツ振興センター共済給付制度】

低額な掛金で手厚い給付が受けられます。新潟市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済契約により、学校管理下で起きた児童生徒の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)について、医療費、見舞金等の給付を受けられるようにしています。

令和6年度時点

学校区分	共済掛金(市負担額)	共済掛金(保護者負担額)
小・中・特別支援学校 高志中等教育学校(前期)	475円	460円
高志中等教育学校(後期)	385円	1,780円



災害共済制度の詳細はこちらをご確認ください

## 2.5 児童手当からの充当について

「ステップ2 給食申込等」の際に、給食費のお支払いが滞った場合に児童手当から充当することへの同意を確認いただきます。申し出いただくことで新潟市が支給する児童手当を、給食費の未払い分に充てることができることができます(児童手当法第21条第1項に基づく)。

市はこの申出により、給食費について督促状の指定納付期限経過後も納付が確認できない場合、その後の児童手当支給時に未払い分の給食費に充当します。

※公務員(国家公務員、都道府県又は市町村職員(新潟市職員含む))の方は当該申出の対象外です。

## 中学校スクールランチ校の皆さまへ

以下の学校では、スクールランチ(弁当併用・複数メニュー選択制給食)から食缶での全員給食に変わります。

**\*スクールランチ校生徒(在校生・新入学生とも)の保護者の皆さまも、今回、1ページのステップ1・2・3の手続きが必要です。**

対象の中学校(中等教育学校)	変更時期(予定)	変更後の調理場(給食配送元)	給食費の取扱い
南浜、濁川、大江山、赤塚、中野小屋	令和7年4月～	市学校給食センター	4月から市が口座振替等で集めます
松浜、東新潟、山の下、大形、石山、藤見、木戸、東石山、下山、鳥屋野、寄居、新潟柳都、宮浦、上山、山潟、亀田、亀田西、坂井輪、内野、小針、五十嵐、小新、高志中等(前期・後期)	令和7年夏休み明け～	民間調理業者	【4～7月】牛乳代のみ市が口座振替等で集めます ※スクールランチ代はこれまでどおり予約・プリペイド式  【夏休み明けから】給食費(主食・副食・牛乳代)全てを市が口座振替等で集めます

※口座振替日は、2.3と同じです。  
※スクールランチ支払い方法などについては、市ホームページをご確認ください。(こちら→)

